

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第2条((定義))</u>に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</p> <p>(2) 使用人等 役員(法人税法第2条第15号((定義))に規定する役員をいう。)又は使用人をいう。</p> <p>(3) 緊急事態宣言 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項((新型インフルエンザ等緊急事態宣言等))</u>に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。</p> <p>(4) 給与等 所得税法第28条第1項((給与所得))に規定する給与等をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項((新型コロナウイルス感染症に関する特例))</u>に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</p> <p>(2) 使用人等 役員(法人税法第2条第15号((定義))に規定する役員をいう。)又は使用人をいう。</p> <p>(3) 緊急事態宣言 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項((新型インフルエンザ等緊急事態宣言等))</u>に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。</p> <p>(4) 給与等 所得税法第28条第1項((給与所得))に規定する給与等をいう。</p>